

担当JA:	JA担当評価員:	個別 ・ 団体	自己審査日: 年 月 日
荒茶工場名:	農家名:	農家番号(団体の場合のみ):	

ティー ギャップ

T-GAP チェックシート【茶栽培編】

(Tea-Good Agricultural Practice)

【静岡県の良い茶業経営のための指導制度】



JGAP同等性認証取得

第3版：2013年12月25日 改訂

目 次

1. T-GAPチェックシートの見方とチェック方法
2. T-GAPチェックシート(本文)
 1. 圃場及び施設の把握
 2. 土地の利用
 3. 水の利用
 4. 苗の管理
 5. 農薬使用
 6. 施肥
 7. 被覆
 8. 摘採(整枝・更新含む)
 9. 生葉運搬・投入待ち
 10. 生葉投入
 11. 機械の保全
 12. 倉庫内の管理
 13. 廃棄物・リサイクル
 14. 力量、教育・訓練及び認識
 15. クレーム及び異常への対応
 16. 緊急事態への対応
 17. 労務管理
 18. 外部委託管理
 19. 個別リスク検討と対応
 20. リスクの再検討と対応
 21. 事業計画
 22. 記録管理
 23. 自己審査
3. 著作権と文書の入手について
4. 免責事項
5. 言葉の定義及び解説
6. T-GAP自己審査総括表
7. JGAP自己審査総括表

1. T-GAPチェックシートの見方とチェック方法

※以下の表は説明用の事例です。

斜体字はT-GAPのみの要求であり、JGAP審査においては対象外となります。

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
3.1 水の安全性							
3.1.1	必須	未処理の生活廃水等の下水や近隣からの汚水が、圃場に直接入ってくることはない。	可能性のある場合は、盛土、側溝等の整備を実施。	/			
3.1.2	重要	灌水、農薬希釈及び防霜等、圃場を使用する水には、農産物に危害を与える要因(重金属、化学物質、微生物、放射性物質等)がないか検討し、考えられる場合には、水質検査を実施して対策がとられている。	行政や管理組合の調査結果と、近隣の状況から判断する。疑わしい場合には、水質検査を実施。	/			団体認証の場合に使用します。事務局が役割を担っているかどうかをチェックする欄です。
3.2 水利管理	必須 (努力)	圃場で水を利用する場合、地域での取り決めに把握している。取り決めがある場合には、それに従っている。	地域のルールに従って水資源を大切に利用する。畑灌の場合は、管理組合の指示に従う。				
5.8 農薬使用後の管理							
5.8.2	必須 *	①散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後速やかに散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを洗浄している。 洗浄手順については、JA等に助言を求めている。 ② 散布設備を洗浄する場所を特定している。 ③ 薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。	特に茶以外の作物を同じ散布機で防除している方は注意が必要。				斜線のある管理点は該当外禁止です。
JF5.1.3 望ましい土壌診断	努力	土壌診断においてCEC(塩基置換容量)を測定している。		/			

T-GAP(第2版)からの変更・追加箇所は下線で示されます。

JGAPの方がレベルが高い場合には当然JGAPに併せます。T-GAP(第2版)の元のレベルは()で示

JFの管理点は、T-GAP(第2版)に存在していなかったJGAPの管理点です。T-GAPの関係すると思われる箇所に新たに差し込んでいます。JF以降の番号はJGAPの番号をそのまま振ってあります。

JGAPの方がレベルが低い場合には、原則として元のT-GAP(第2版)のレベルとし、レベルを下げることはしません。そのような管理点は“*”のマークで示されます。

※JGAPが機能でまとめてあるのに対し、T-GAPはプロセス・場所です。従って同じ機能が複数箇所登場する場合があります。(事例; 整理整頓清掃 → 圃場と倉庫)

※複数のT-GAPの管理点にまたがってレベルが異なるもの等は、使用者の見易さを優先してJGAPの管理点と適合基準をそのまま引用している場合があります。

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
1. 圃場及び施設の把握							
1.1 圃場情報	必須	圃場は、圃場名又は圃場番号により識別可能であり、下記の最新情報が台帳等で分かる。 ①圃場の地番と所有形態 ②圃場ごとの栽培品種と面積 ③定植年	・1圃場は、防除作業や摘採作業が同日の作業で済むような区割りが望ましい。 ・地番は代表地番で構わない。 ・面積は枕地も含み、固定資産台帳等の申告のものでよい。				
1.2 圃場周辺情報	必須	圃場又は圃場ブロックごとに、下記の最新情報を調査した地図がある。 ①隣接する農場(栽培作物と栽培者の把握) ②周辺状況(山林、河川、湖沼、倉庫・小屋、畜産施設、工業施設、廃棄物保管・処理施設、ゴルフ場、民家等) ③地域の防除規制がある場合には、その識別 ④給水場所と水の種類 ⑤過去1年間で、新しく増えた施設及び圃場	後に、農作物の安全、作業者の安全、環境への配慮等を検討し、対策する場合に必要となる。				
1.3 施設情報	必須	農薬・肥料等の資材倉庫、農機具倉庫等の農作業に必要な施設の住所・場所が明確になっている。					
2. 土地の利用							
2.1 開発規制の把握	必須 (重要)	土地利用と野生動植物の生態系の保全に関する地域や国の規制(自然環境保全法等)があるかどうかを把握し、ある場合には、その規制に従って圃場を開発している。	国立公園、鳥獣保護特別地域、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の規制がないか確認する。				
2.2 土壌流出の防止	重要	圃場からの、土壌や肥料の流出が考えられる場合には、対策がとられている。	・暗渠及び明渠排水の整備。 ・傾斜地や、道路脇の茶園では、石垣・ブロック積み等が施されている。				
2.3 土の安全性	重要	① 行政の通知・指定による土壌汚染地域にある圃場は行政の指導に従っている。 ② 管理点1.2の圃場周辺状況、これまでの圃場の使用履歴(ドリン系農薬などのPOPs物質の残留、重金属、放射性物質等)、客土等から、土壌汚染が心配される場合には、土壌分析等を実施して安全性を確認している。 ③ 問題が発見された場合は行政に相談し、その指示に従って対応している。	行政の調査結果と、近隣の状況から判断する。 疑わしい場合には、土壌検査を実施する。				
2.4 土づくり	必須	自分の農場にとって達成すべき茶葉の品質を実現するための、目指すべき土の状態を認識している。	どういお茶を作りたいから、どういう土を作ればよいか、現状では何が過不足なのか、ということを認識する。				

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
2.5 耕作放棄地の管理	努力	使用していない圃場や施設(倉庫等)は、 <u>地方公共団体の規制に従って周辺に迷惑をかけないように適切に管理している。</u>	地域の耕作者に貸す。または農地利用集積円滑化事業等を活用する。 ※優良:隣接する圃場の管理者へ貸与または売却している。				
JF14.2 野生動植物の把握	重要	<u>農場と農場周辺に生息する動植物を把握しており、それらと自分の農業活動にどのような関係があるか認識している。</u>	役に立つ動植物、悪さをする動植物、関係ない動植物のように分けて把握するとよい。				
2.6 鳥獣被害の対策	努力	鳥獣による圃場の被害が考えられる場合には、防止する対策がとられている。 <u>駆除しなければならない場合には、地方公共団体に相談してから実施している。</u>	鳥獣被害特別措置法に基づく、市町村の防止計画の利用、野生動物の保護とのバランス考慮。				
JF14.6 環境保全に関する活動への参加	努力	<u>環境保全に関する取組みに参加している。</u> 例えば、下記の方法がある。 圃場及び圃場周辺の生き物調査。希少な在来動植物の保存活動。					
2.7 危険箇所への対応	必須	危険な場所があるかどうかを圃場地図や一覧表等で把握し、ある場合には、誤って事故や怪我が無い様に工夫している。 <u>事故や怪我を防ぐための対策、ルール、作業手順が文書化もしくは表示されている。</u>	崖と隣接した圃場裾の除草・防護柵の設置、枕地の輪止め、滑りやすい場所への危険表示等。				
2.8 圃場整備の実施	努力	作業効率や労働安全等の視点から、圃場を整備している。また、使用する機械設備の能力を考慮した圃場設計となっている。	作業道の確保、枕地の確保、給水所の確保、急傾斜地の回避、暗渠排水の整備、機械に合わせた圃場の長さ設計等。 ※優良:計画的に基盤整備されている。				
JF11.2 虫害・臭害の防止	努力	作物、廃棄物、肥料等が集まる虫や臭いが周辺地に被害を与えないようにしている。 例えば、下記の方法がある。 <u>住宅や農産物取扱い施設から離れた場所で保管する、シートで覆う、堆肥の場合は戻し堆肥を利用する等して発酵を促進している。</u>					
JF1.1.2 整理・整頓・清掃の実施	重要	①圃場やその周辺における整理・整頓・清掃が定期的実施されている。 ②圃場やその周辺には廃棄物・不要物が散乱していない。	仕事の基本です。				
2.9 新規圃場の適正確認	必須 (重要)	新規に圃場を獲得する際には、これまでの土地使用履歴や周辺状況を把握し、土・水の安全性、土質、水質、ドリフトの危険性、環境や労働安全に関する問題点がないことを確認し、問題がある場合には対策を実施し、問題点と改善内容について記録している。					

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
3. 水の利用							
3.1 水の安全性							
3.1.1	必須	未処理の生活廃水等の下水や近隣からの汚水が、圃場に直接入ってくることはない。	可能性のある場合は、盛土、側溝等の整備を実施。				
3.1.2	重要	灌水、農薬希釈及び防霜等、圃場を使用する水には、農産物に危害を与える要因(重金属、化学物質、微生物、放射性物質等)がないか年1回以上検討し、考えられる場合には、水質検査を実施して対策がとられている。検討にあたっては、以下を参考にしている。 ① 管理点1.2の圃場周辺状況 ② 取水場所の周辺で行われた国や地方公共団体による河川や井戸等の水質調査の結果(環境放射能水準調査結果を含む)	行政や管理組合の調査結果と、近隣の状況から判断する。疑わしい場合には、水質検査を実施。				
3.2 水利管理	必須 (努力)	圃場で水を利用する場合、地域での取り決めを把握している。取り決めがある場合には、それに従っている。	地域のルールに従って水資源を大切に利用する。畑灌の場合は、管理組合の指示に従う。				
4. 苗の管理							
JF4.3.1 品種の選択	重要	多様な視点から品種を選択し、その品種を選んだ理由を説明できる。 選択理由としては例えば下記のようなものがある。 土地や気候に適した品種、販売力、耐病性、耐虫性、農薬や肥料の使用量が少ないもの。					
JF4.3.2 健全な苗の入手	努力	調達する苗に、病害虫等が付着していないことを確認している。					
4.1 苗の管理	必須 (重要)	過去1年間で定植した苗について以下が実施されている。 ①新たに定植する場合、苗の品種名、生産地、販売者、購入年月日の履歴が分かる記録がある。 ②種苗法登録品種の苗の場合、苗の育成者と許諾契約を結んでいる購買先から購入している。 ③自ら育苗している場合、挿穂の出所(圃場番号等)を記録している。	・育成者権利の保護→育成者と許諾契約を結んだ業者から購入のこと。 (無料で譲り受けてもいけない) ・品種の信頼性確保→茶商が表示する場合の根拠。				
JF4.3.5 定植の記録	重要	定植について下記を記録している。 ① 定植日 ② 圃場の名称または圃場番号					

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
5. 農薬使用							
5.1 農薬使用責任者	必須	農薬の選択と使用計画の立案、使用の指示を行う責任者が決まっている。農薬使用責任者は、「14. 教育訓練」で要求されている条件を満たしている。	農薬使用責任者とは、作業者ではなく、農薬使用（農薬の選択、使用量、時期等）を決定した者のこと。作業者と同一人物であることもある。また、茶工場で統一して管理している場合は、農薬の選択については茶工場の指導担当者が相当する。				
5.2 化学農薬使用の削減努力	必須	発生予察情報の入手や観察により、病害虫の発生状況を把握した上で防除を行っている。 様々な工夫に基づく病害虫防除を行い (IPM: Integrated Pest Management)、化学農薬だけに頼らない適切な防除手段を総合的に用いている。	IPMは、耕種的防除（病害虫に強い品種選択等）、生物的防除（フェロモン剤、微生物資材等）、物理的防除（茶園更新等）を総合的に用いて、結果として化学農薬を削減する手法である。農水省で茶に対する実践モデルをHPで掲載している。効果的なIPMは、食の安全・環境への配慮・労働者の安全及び作業効率のすべてに恩恵をもたらすことになるため、非常に重要な管理点である。				
5.3 農薬使用計画							
5.3.1	必須 (重要)	農薬使用の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。 ① 散布する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫を書いた使用農薬の一覧表がある。地方公共団体や農協等が発行した最新の防除暦でもよい。 ② 使用予定の農薬は、使用時に生産国において茶に登録がある農薬である。日本の場合、農林水産省に登録された農薬を選んでいる。 ③ 輸出を検討している場合は、輸出先で使用が禁止されている農薬を使わない。また、使用が認められている農薬であっても、残留農薬基準を確認した上で選択している。（管理点5.7.4参照） 但し、商品が荒茶又は生葉の場合は顧客から輸出入農産物として要求がある場合に限る。 ④ 使用する農薬の使用回数、総使用回数、使用時期（摘採前日数等）の基準を満たしている。	JA等が配布する“防除暦”や、茶期前の営農たよりでも可。但し、有効成分が載っていない場合には、別表を用意する。				
5.3.2	重要	耐性・抵抗性を生じないよう、過去1年間に使用した農薬を把握し、農薬使用計画の作成に利用している。	農薬使用計画をJA等で作成してくれている場合でも、昨年の自分の防除履歴を参照して確認する。				
5.3.3	重要	水系、養蜂、家畜、天敵生物、養蚕等の周辺環境への影響を考慮して計画している。	・水系に近い圃場では、水質汚濁性農薬は使用しない。また、魚毒性も考慮する。 ・その他、近隣状況を考慮する。				

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
5.4 農薬の準備と使用							
JF6.2.1 農薬使用の決定	必須	① 農薬使用の責任者は、管理点5.3.1の農薬使用計画に従って、農薬の準備・使用(使用日・農薬名・圃場・準備する量)を決定している。 ② 管理点5.3.1の農薬使用計画を変更する必要がある場合には、再度、農薬使用計画の②③④を満たしていることを確認している。					
JF6.2.2 農薬の準備	必須	農薬を使用する作業者は、農薬使用の責任者の許可無く、農薬を準備・使用していない。					
5.4.1	重要	農薬使用を準備する場所は、農産物や環境に危害の無い状態である。 こぼれた時の対応として、専用のほうき・ちりとり・ゴミ袋等を用意している。	こぼれても大丈夫な場所。雑巾等を備えておく。				
5.4.2	必須 (重要)	① 農薬を正確に計量できる器具がある。 ② 平らな場所で水を準備し、正確に希釈している。 ③ 使用した計量カップ等は、3回以上すぎ、すすいだ水は希釈用の水の一部として散布機のタンクに戻している。	計量カップや秤を用意する。目盛りが見えて、くぼみ等の損傷がないこと。				
5.4.3	必須	農薬の使用残が発生しないよう、必要な量を秤量して散布液を調整している。					
5.4.4	必須	国内で販売禁止の農薬・無登録の農薬・茶に適用のない農薬を使用していない。	独立行政法人農林水産消費安全技術センターの農薬検査部の情報が元。				
5.4.5	必須	輸出用の茶は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っている。 また、選択した農薬が、国内と海外とで残留農薬基準値が異なる場合には、その対策を実施している。	輸出国の情報を入手する。 ※優良：輸出用の茶は、国内用と別圃場で栽培している。				
5.4.6	必須	使用方法(散布・灌注等)、希釈倍率、混用可否、使用量、使用回数・総使用回数及び使用時期(摘採前日数)について、ラベルの指示に従っている。	ラベルをよく確認する。 ・総使用回数は、農薬名が別でも、同じ有効成分を含む場合があるため注意が必要。 ・回数の適用期間は、前の摘採(同等行為を含む)から今回の摘採まで。 ※優良：共同防除の体制をとっている。				
5.4.7	必須	作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣及び保護具(マスク、ゴーグル、手袋等)を着用している。	ラベルには不浸透性の防護服とある。素材によっては、夏場作業は、熱中症が心配となるので注意。マスクは、農薬散布対応のものとする。(防塵のみでは不可、ラベルに従って、国家検定の農業用マスクまたは防護マスクを着用) ※優良：不浸透性で通気性がある素材の防護服を着用している。				

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
JF6.2.7 農薬使用基準の遵守(その2)	重要	ラベルを確認し、最終有効年月を過ぎた農薬は使用していない。					
5.4.8	必須	その他、ラベルに記載された使用上の注意がある場合は、その指示に従っている。	安全使用上の注意、効果・薬害について等。				
5.5 農薬使用の記録							
5.5.1	必須*	<p>農薬使用について、下記の項目を記録している。④⑤⑦⑧は使用農薬の一覧表、⑩は組織票からの引用が分かるようになっていればよい。</p> <p>① 対象作物または品種(農薬登録における適用作物名) ② 使用場所(圃場の名称または圃場番号) ③ 使用日 ④ 使用目的(適用病害虫・雑草名) ⑤ 農薬の商品名及び有効成分名 ⑥ 希釈する農薬の場合には希釈倍数と散布液量、希釈しない農薬の場合には10aあたりの使用量 ⑦ 使用時期(摘採前日数等) ⑧ 使用方法(散布機等の機械の特定を含む) ⑨ 作業者名 ⑩ 農薬使用の責任者名</p>	<p>以下の項目については資料の添付で可。 ・品種は、圃場台帳 等 ・有効成分は、農薬一覧表 等</p> <p>*⑥散布液量 → 希釈して散布した液量(元のT-GAPでは原液量としていた)</p>				
5.5.2	必須	農薬使用記録を茶工場へ提出している。	※優良:茶工場稼働2日前までに提出している。				
5.5.3	必須	摘採前までに、農薬の使用基準を遵守していることを、農薬使用記録で確認している。	団体の場合は、通常、茶工場が確認する。				
5.6 ドリフト(飛散)の防止							
5.6.1	必須	自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。	まず隣を知ることが重要。				
5.6.2	必須*	周辺の生産者や住民とコミュニケーションをとることなどにより、ドリフト対策を行っている。コミュニケーションで改善しないドリフトについては、他の対策をとっている。	ドリフトによる被害対策(隣地が他の作物、品種が違い摘採時期がずれる茶樹、防除規制地域の境目等には特に注意が必要)。				
5.6.3	必須	周辺地へ農薬のドリフトがないように、散布方法や風向き・風速などに気をつけている。	ドリフトによる加害対策(風が強い日の散布は控える、ドリフト低減ノズルの使用)、水系の近い圃場は特に注意が必要。				
5.7 残留農薬検査							

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
5.7.1	必須	残留農薬検査実施の必要性を判断している。また判断した理由を明確に説明できる。	ドリフトの可能性及び自らの農薬使用に関する安全性を検討する。 <u>有機栽培でも残留基準がある農薬使用をした場合は検査が必要。</u>	/			
5.7.2	必須	残留農薬検査の実施を決定した場合には、年1回以上荒茶の残留農薬検査を行い、結果を残している。	残留農薬基準は、荒茶に設定されており、生葉に対しての基準はない。従って、通常は茶工場で実施する。				
5.7.3	必須	① 自らの使用農薬と、周辺圃場からの農薬のドリフト(飛散)を考慮し、もっとも残留の危険性が高いと思われる農薬成分・摘採時期・場所からサンプリングを行っている。農薬成分のサンプリングの判断基準としては、例えば以下がある。 ・摘採から最も近い時期に使用した成分 ・使用回数の多い成分 ・茶に対して残留しやすいという知見のある成分 ・茶に登録のない成分(ドリフトによる成分を特定できる場合) ② サンプリングした方法を記録している。	GAPで実施する残留農薬検査は、あくまで農薬使用という工程が正しく実施されたかを検証するためのもので、製品検査ではない。従って、意図を持ったサンプリングが必要。使用していてもいない農薬成分を数多く検査しても意味はない。 ※優良：一人の農家・圃場を特定し、持込み初日の生葉を別製造して検査している。				
5.7.4	必須	① 最新の残留農薬基準値の情報を入手でき、その基準値に従っている。 ② 農産物が取引される国の残留農薬基準を考慮して農薬を使用している。例えば、必要に応じて使用する農薬を変える、残留農薬検査の結果を活用する等がある。	国内の残留農薬基準は、厚生労働省が食品衛生法の中で規定している。輸出をする方は、海外の基準値を把握する必要がある。同じ成分でも、国内と基準値が異なる場合があるので注意が必要。	/			
5.7.5	重要 (努力)	残留農薬検査を行う検査機関は、下記のいずれかを満たしている。 ① 食品衛生法に基づく登録機関、ISO17025認定機関 ② 年1回以上、外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理を行っている機関 ③ 日本GAP協会が推奨する検査機関	厚生労働省のHPで登録検査機関一覧が確認できる。ISO17025の認定取得機関は、JCLA(日本化学試験所認定機構)で確認できる。				
5.8 農薬使用後の管理							
5.8.1	重要	① 調合した薬液は使い切るようにしている。 ② 農薬散布後の残液の処理は、規定の散布量を超えない範囲で、散布むらの調整に使用している。さらに残液がある場合は、 <u>自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理している。</u>	適切な使用量の範囲で、極力使い切るのが基本。但し、1度散布して乾いた圃場に散布すると2度掛けになるので注意が必要。 排水溝へ直接流すようなことは絶対に避ける。				
5.8.2	必須 *	① 散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後速やかに散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを洗浄している。 洗浄手順については、JA等に助言を求めている。 ② 散布設備を洗浄する場所を特定している。 ③ 薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。	特に茶以外の作物を同じ散布機で防除している方は注意が必要。				

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
5.8.3	重要 (努力)	散布設備を洗浄した廃水の処理は、地方公共団体の指導に従っている。 地方公共団体の指導がない場合には、 <u>自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理している。</u>					
5.8.4	重要	① 保護衣を着用後に毎回洗浄している。 ② 再利用する保護具を使用後、毎回洗浄している。 ③ 保護衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④ 破れたり痛んだりした保護衣や、マスクの汚れたフィルターは新しく替えている。					
5.8.5	必須	防除衣と保護具(マスク、ゴーグル、手袋等)は農薬、農産物及び摘採用容器と接触しないよう保管されている。また、換気のよい場所に保管している。	農薬保管庫の中にマスク等を保管してはいけない。				
5.9 農薬保管管理責任者	必須	農薬保管に対する管理責任者が決められて、農薬保管場所に明記されている。農薬の管理責任者が農薬保管庫の鍵を管理している。	農薬保管庫の鍵は、特定の者が保管場所・方法を決めて管理する。				
5.10 農薬の保管庫の条件	必須	① 農薬保管庫は強固であり施錠されている。 ② 危険性を警告する表示がされている。 ③ <u>毒物・劇物及び危険物を保管している場合には、それらを警告する表示がされている。</u>	・スチール製のものが望ましい。 ・鍵を挿したままにしない。				
5.11 移し替えの禁止・ラベル表示の維持	必須	農薬は、購入時に入っていた容器のままで保管されている。やむを得ず容器を入れ替えて保管する場合には、新しく入れ替えた容器には元の容器のラベル表示内容が明確になっている。	飲食用容器(ペットボトル等)には、絶対に入れ替ええないこと。				

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
5.12 農薬の保管条件	重要	① 開封した農薬は、蓋や開け口がきちんと閉められており、こぼれない様になっている。 ② 農薬同士がこぼれた際に混ざらないように、液状のものは粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない、もしくはトレー等を利用している。 ③ 作物に使用するもの、作物以外に使用するもの(除草剤や圃場外に限って使用が許可されているもの)を分けて保管し、誤用を回避している。 ④ 農薬流出に対処するため、開封した農薬及び未開封でも破損し易い容器の農薬については、内容量にあったトレーや囲いを用意している。流出した農薬を清掃するための専用の砂・ほうき・ちりとり・ゴミ袋等が用意されている。 ⑤ 冷涼・乾燥した場所で保管している。また、ラベルで要求されている場合にはその温度条件が保たれている。 ⑥ その他ラベルに記載された保管上の注意がある場合は、その指示に従っている。 ⑦ 立ち入り可能な保管庫の場合、通気性がある。 ⑧ ラベルが読める程度の明るさがある。 ⑨ <u>農薬及び農薬準備・使用に必要な器具と、それ以外の肥料等の資材・摘採袋・燃料・機械・農産物等が接触しないように置かれている。</u> ⑩ 農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策が採られている。 ⑪ <u>地震に備え、転倒防止対策を実施している。</u>					
JF6.4.4 発火性または引火性の恐れがある農薬の保管	必須	発火性または引火性の恐れがある農薬(油剤・乳剤等)を保管している場合は、 <u>農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確認し、その指示に従って保管している。</u>	消防法の「危険物の保管に関する指定数量」に留意が必要				
5.13 使用しない農薬の管理	必須	最終有効年月を過ぎた農薬や使用禁止となった農薬は安全に保管・識別されている。処分する場合は、廃棄物処理法、もしくは地域の行政やJAの指導に従って処分されている。					
5.14 農薬購入記録	重要 (努力)	農薬の購入伝票等の記録を保管している。					
5.15 農薬の在庫管理	重要	① 農薬の在庫は台帳で確認できる。 ② 台帳には、入庫ごと出庫ごと記録がつけられている。 ③ 農薬の現物在庫は、在庫台帳と一致している。 ④ <u>開封された農薬から先に使用できるように管理されている。</u>	半端な在庫については、使用しきってから在庫を落とす等のルールを決めればよい。				
6. 施肥							
6.1 施肥責任者	重要	肥料の選択と散布計画の立案と実行の指示を行う責任者が決まっている。施肥責任者は、「14. 教育訓練」に規定する条件を満たしている。	施肥責任者とは、作業者ではなく、施肥(肥料の選択、使用量等)を決定した者のこと。作業者と同一人物であることもある。また、茶工場で統一して管理している場合は、茶工場の指導担当者が相当する。	/			

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
6.2 土壌診断	必須	土壌診断を実施し、少なくとも、PH、EC(窒素)・リン酸・カリ・石灰・苦土の成分状況について把握している。	・まずは土の状態を科学的に知ることが重要。 ・団体として土作りの管理がされている場合には、全農家 が実施しなくてもよい。 ・実施については地域のJA等に相談。	/			
JF5.1.3 望ましい土壌診断	努力	土壌診断においてCEC(塩基置換容量)を測定している。		/			
6.3 肥料による水質汚染の防止	必須 *	使用した肥料が地下水や河川を硝酸態窒素等で汚染しないように、施肥量の削減の努力や、その他の対策を講じている。	例えば以下のような技術がある。 ①堆肥等の有機質資材の活用。 ②局所施肥技術(ドリップ等の液肥含む)。 ③肥効調節型肥料施用技術(被覆された肥料等)。 ④ECセンサー等を活用して塩類濃度を把握し、適切なタイミングで施肥する。	/			
6.4 成分の把握	重要	①普通肥料は、その化学成分表を保管し把握している。 ②特殊肥料は、主要成分の含有量を把握している。	普通肥料は保証票で情報を入手する。特殊肥料は購入業者から情報を入手する。但し、購入する堆肥と動物排泄物については義務付けられている「品質表示」により把握する。	/			
6.5 使用すべきでない物	必須	未熟な堆きゆう肥を圃場に直接使用していない。	未熟な場合、有害微生物による悪影響、虫害、悪臭等周辺環境への影響があるので使用しない。	/			
JF5.1.5 汚泥肥料の安全性	必須	汚泥を原料とした肥料を使用している場合、登録のある普通肥料を使用し、 <u>重金属、放射性物質等の有害成分の含有に対して、公定規格や行政の定める基準を満足していることを確認できる。</u>	汚泥は重金属や放射性物質が濃縮しやすいので注意が必要。				
6.6 特殊肥料、敷き草、その他資材の安全性	必須 *	普通肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来含む)、製造工程または検査結果を把握することによって、農産物に危害を及ぼす要因(重金属、化学物質、微生物、放射性物質等)がないことを確認している。	普通肥料は安全性を含む公定規格を満たして認められる登録制度があるが、特殊肥料は届出制度のみである。従って、安全性の確認が必要となる。 農薬でもない、肥料でもないものは1度は疑ってかかる。 ※優良:肥料登録・届出、農薬登録のない資材は使用しない。				
JF14.4 外来雑草の適切な管理	重要	堆厩肥を施用する場合は、発酵熱による外来雑草種子等の殺滅に留意している。	60℃で2週間以上を保持する。これで有害微生物も殺滅できる。				

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
6.7 施肥計画	必須	① 土壌診断や県の施肥基準施肥量、施肥方法に考慮して、施肥計画を策定している。 ② 6.2～JF14.4を考慮して、肥料の種類と量が決定されている。	・静岡県土壌肥料ハンドブックを参照。 ・なぜその施肥計画にしたのか説明できることが重要 *参考(「茶における県の施肥基準について」: H22年3月通知) 静岡県では平成22年度以降、茶の施肥基準における年間窒素施肥量は40kg/10aとしているが、地域ごとに土壌条件、気象条件及び栽培体系が異なるため、窒素施肥量低減により茶品質が低下する地域では、環境基準に配慮した上で、年間窒素施肥量54kg/10aを上限としている。 *参考:農水省の「GAPの共通基盤に関するガイドライン」(茶)No.17では「土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施」を明示している。				
6.8 施肥の記録	必須	施肥について下記の内容を記録している。 ① 施肥した場所(圃場の名称または圃場番号) ② 施肥年月日 ③ 肥料等の名称と成分(成分寄与あるもの) ④ 施用量 ⑤ 施肥方法(散布機械の特定を含む) ⑥ 作業者名	以下の項目については資料の添付で可。 ・品種は、圃場台帳 等 ・有効成分は、肥料一覧表 等				
6.9 その他資材の管理と記録	必須	肥料登録・届出及び農業登録のない資材を使用した場合には、下記について記録している。 ① 使用した場所(圃場の名称または圃場番号) ② 使用年月日 ③ 商標名、もしくは資材名 ④ 施用量 ⑤ 使用の方法 ⑥ 作業者名	・投入した資材は全て記録する。 <u>藁や敷草も含む。</u>				
6.10 肥料の保管							
6.10.1	必須	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(生石灰等)を保管している場合は、地域の消防署の指導に従った保管管理をしている					
6.10.2	必須*	肥料は農産物、苗、摘採物運搬容器、農薬などと接触しないように、また水系を汚染しないところに保管されている。					

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
6.10.3	重要	梱包された肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 ①覆いがあり、肥料等が日光、霜、雨の影響を受けないようになっている。特に、生石灰・石灰窒素は水濡れを防止できる場所で管理している。 ②清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③配合肥料や有機質肥料は、鼠等がかじらないように対策を立てている。 ④肥料等を直接土の上に置いていない。		/			
J5.4.4 堆厩肥の保管	努力	堆厩肥の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等)でつくり、風雨を防ぐ覆いや側壁を設け、流出液による水源汚染を防いでいる。					
6.10.4	重要	①肥料や6.9に示す資材の在庫は台帳で確認できる。 ②台帳には、入庫ごと出庫ごと記録がつけられている。但し、計量が困難な肥料については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。 ③肥料や6.9に示す資材の現物在庫は、在庫台帳と一致している。	半端な在庫については、使用しきってから在庫を落とす等のルールを決めればよい。	/			

7. 被覆

7.1 食品安全リスク対策

7.1.1	必須	茶葉に触れる被覆資材は安全性の証明された素材を使用している。	資材メーカーからMSDS(化学物質等安全データシート)を入手して確認する。				
7.1.2	必須 (重要)	劣化した被覆資材を使用していない。					
7.1.3	必須 (重要)	被覆材を剥く際に、ピンチが茶園に残らないようにしている。	ピンチ等の樹脂素材は、茶商の製造工程でも、除去しにくい異物の1つ。				

7.2 茶葉の品質

7.2.1	必須	規定されている場合には、十分な被覆条件を満たしている。	(公社)日本茶業中央会の緑茶の表示基準を参照(玉露・かぶせ茶等)。				
7.2.2	重要	風による葉ズレを防止するように適切に被覆材を固定している。					

8. 摘採(整枝・更新含む)

8.1 食品安全リスク対策

8.1.1	必須	残留農薬の心配がないように、摘採する圃場が摘採前日数を満たしていることを確認してから摘採している。					
-------	----	---	--	--	--	--	--

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
8.1.2	必須 (重要)	摘採容器(袋・バケツ)の中に古葉や異物が残存しないように対策をとっている。		/			
8.1.3	必須	摘採袋に、堆肥、石等の異物が付着しないように対策をとっている。	・摘採袋の結び目で拾ってしまうケースがある。 ・摘採した茶袋に異物が付着しないように、道路や地面に直接置いていない。 ※優良:摘採袋を使用しない(バケツ型乗用型管理機)。				
8.1.4	必須	機械のボルト・ネジ・部品・錆・塗装片・摘採残渣や、工具・スプレー缶等が混入しないように対策をとっている。					
8.1.5	必須 (努力)	昆虫・小動物が混入しないように対策をとっている。	※優良:摘採前に機械的に除去する	/			
8.1.6	必須 (重要)	茶株面及び茶株付近の飲料缶等のごみ・落ち葉・雑草の刈り込み・土埃等が混入しないように対策をとっている。		/			
8.1.7	必須	作業者の所有物・服装からの異物が混入しないように対策をとっている。(軍手・タオル・携帯電話・鍵・小銭・ペン・ボタン等)		/			
8.1.8	必須	茶葉に触れる部分に使用する潤滑油は、食品専用のタイプを使用している。					
8.1.9	必須 (重要)	燃料タンクからの燃料漏れがないように対策をとっている。					
8.1.10	必須 (重要)	給油時に茶園に燃料がかからないように対策をとっている。					
8.2 労働安全リスク対策							
8.2.1	重要	乗用型管理機の積み降ろし時に、転落や横転を防止する対策をとっている。	基準に適合した昇降板をしっかりと装着して、角度を緩やかにして実施。 ※優良:スライダー付きのトラックを使用している。				
8.2.2	重要	乗用型管理機の搬送時に、転落、横転、及び他の車との接触を回避する対策をとっている。	乗用型管理機をトラックの荷台にしっかりと固定する。				
8.2.3	必須	段差、崖及び防霜ファン等の障害物のある場所を十分に認識した操作をしている。(2.7参照)					
8.2.4	必須	圃場の傾斜を考慮した機械操作をしている。					
8.2.5	重要	乗用型管理機の場合、居眠り運転による事故を防止する対策をとっている。					

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
8.2.6	必須	作業を中断して機械調整や異物除去をする場合は、必ずエンジンを切って実施している。					
8.3 周辺への配慮							
8.3.1	重要	圃場から公道に出なければならない場合には、通行車両の迷惑とならないように、周辺を十分確認している。	・農道であっても、交通事故の原因となり得る。 ・枕地が確保できない場合は、茶園に切れ込みを入れて旋回する方法もある。 ※優良：十分な枕地がある。				
8.3.2	重要	機械操作する前に、子供や他の者が周辺にいないことを確認している。					
8.3.3	重要	機械の騒音発生に対して、近隣の民家等に配慮している。					
8.4 摘採葉の品質							
8.4.1	努力	凍霜害等の自然災害を防止、軽減するための対策をとっている。	防霜ファン等の設置・点検。 ※優良：茶共済に加入している。				
8.4.2	重要	摘採、整枝、更新、裾刈りを計画的に実施している。	※優良：全圃場の2割以上を毎年更新している。				
8.4.3	重要	出荷先の茶工場の要求を理解し、時期・位置・量等を考慮して摘採している。	摘採制限等の連絡、摘採指導。 ※優良：摘採の判断と実施は茶工場が実施している。 (共同摘採等)				
9. 生葉運搬・投入待ち							
9.1 食品安全リスク対策							
9.1.1	必須	生葉運搬用のトラックの荷台は、農薬・肥料の残り、油類、砂・石・ゴミ等が除去された状態となっている。					
9.1.2	必須 (重要)	生葉運搬用のトラックの荷台・側板の破損からの異物混入を防止する対策をとっている。					
9.1.3	必須 (重要)	搬送中に油類が漏洩して生葉に付着しないように対策をとっている。	可搬機の燃料タンクの下にマットを敷く、混合タンクは固定する。 ※優良：荷台には生葉以外を載せない。				
9.1.4	必須 (重要)	摘採袋や荷台に無理に詰め込み過ぎないようにし、保護シートをかける等して、速やかに茶工場へ搬送している。					
9.2 労働安全リスク対策							
9.2.1	重要	安全走行に留意している。					
9.2.2	重要	摘採袋が落下しないように、保護シート等でしっかりと固定している。					

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
9.3 環境への配慮	重要	順番待ちの時は、車両のエンジンを切っている。		/			
10. 生葉投入							
10.1 食品安全リスク対策							
10.1.1	必須	靴底から泥・砂利等が混入しないように対策をとっている。		/			
10.1.2	必須	タバコ・携帯電話・タオル・軍手・生葉受取伝票等が混入しないように対策をとっている。		/			
10.1.3	必須 (重要)	投入口付近の地面の石・砂利等の異物が混入しないように対策をとっている。		/			
10.2 労働安全リスク対策							
10.2.1	重要	自動投入装置のブームに当たらないように対策をとっている。		/			
10.2.2	重要	生葉投入口への落下に注意している。		/			
10.3 周辺への配慮	重要	生葉投入口には、幼い子供を連れて来ないようにしている。		/			
JF7.3 農産物の安全を確保する対策・ルール・作業手順の決定	必須	管理点7被覆、8.摘採(整枝・更新含む)、9.生葉運搬・投入待ち、10.生葉投入の適合基準に対して、農産物の安全を確保するための自分なりの対策・ルール・作業手順を作成して文書化(表示・掲示でも良い)している。	文書化したものは、このチェックシートを利用して、7.8,9,10章の部分に自分なりの具体的な対策・ルール・手順を書きこんで整理するとよい。	/			
11. 機械・設備の保全							
11.1 登録	努力	農作業に使用する農薬散布機・肥料散布機・摘採機等の動力のついた機械・設備は、番号をつける等して識別し台帳に登録している。		/			
11.2 定期点検	重要 (努力)	年1回以上、農薬散布機・肥料散布機・摘採機等の動力のついた機械・設備の点検、修理、オイル交換などの整備を行い、その記録を残している。(外部の整備サービスを含む)	定期保全の要求。壊れてから修理するだけでは問題。	/			
11.3 始業前点検	重要	農薬散布機・肥料散布機・摘採機等の動力のついた機械・設備の使用前点検を行い、試運転を行うことで安全に正確に稼働できることを確認している。部品・油の交換や修理を行った場合はその記録を残している。	農薬散布機であれば、洗浄がされているか・噴口のつまり・磨耗、ホースの亀裂、圧力低下等を確認。使用前点検には安全装置や防護カバー等の安全装備の点検もあわせて行う。	/			
JF15.1.7 安全な農業機械の使用	重要	① 機械・設備の取扱は、機械・設備メーカーの説明や取扱説明書に規定された方法で実施している。 ② 機械・設備の安全を損ねるような改造を実施していない。		/			

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
12. 倉庫内の管理							
12.1 整理整頓清掃	重要	① 倉庫やその周辺における整理・整頓・清掃が定期的実施されている。 ② 倉庫やその周辺には廃棄物・不要物が散乱していない。	仕事の基本です。				
12.2 食品安全リスク対策							
12.2.1	必須 (重要)	摘採袋は、定期的に洗浄・保守等をして衛生的に保管している。	摘採袋は直接茶葉に触れるため、衛生的に管理する必要がある。				
12.2.2	必須 (重要)	摘採袋は、農薬・肥料・油類からの汚染を防止できる場所に保管している。					
12.2.3	必須 (重要)	茶工場へ搬入前に、農家の倉庫内で一旦生葉をあけて調整する場合には、農薬・肥料・油類からの汚染を防止できる場所で実施している。また、シートや掃き込み用の箒・箕は、衛生的で異物混入が防止できるものを使用している。					
12.3 労働安全リスク対策							
12.3.1	必須	① 燃料のそばで火気を使用しない。 ② 危険物は、消防法及び地方公共団体の火災予防条例に定める指定数量に関する取り決めに遵守して保管している。 ③ 適切に消火設備を配置している。					
12.3.2	重要	① 燃料タンク・容器及び配管からの燃料漏れがない。 ② 内容物に適した容器を用いている。例えば、ガソリンは金属製の容器に入れている。					
12.3.3	努力	① 使用しないときはバルブをしっかり閉めている。 ② 燃料タンク・ポリタンク等の転倒防止対策を講じている。 ③ 危険物表示を行っている。					
12.3.4	重要	高所に機械や資材等を保管する場合には、落下防止対策が取られている。					
12.3.5	重要	はしごを使用する場合は、落下防止対策が取られている。					
12.3.6	重要	つまづかないように整理整頓されており、十分な明るさが確保できる。					
12.3.7	重要	危険性を喚起する表示がされている。	火気厳禁、頭上注意等。				

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
JF15.1.15 訪問者に対する注意喚起	重要	訪問者に対しても、 <u>食品安全衛生、労働安全衛生、環境への配慮上必要な対策を伝達して入場させている。</u>	倉庫の入口等に必要な注意事項を書いて掲示して、最初に注意喚起を図る。	/			
13. 廃棄物・リサイクル							
13.1 農薬空容器の保管	重要	農薬の空容器は下記のことを守って保管している。 ①空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。 ②容器内に農薬が残っていない。 ③空容器を水で3回以上すすぐ。すすいだ水は散布機のタンクに戻す。 ④空容器は他の目的に使用しない。 ⑤人間、動物、農産物や梱包材と接触しないように安全に保管する。					
13.2 廃棄物の適切な処理	必須	農場から発生する廃油、廃プラスチック、植物残渣、その他の廃棄物を一覧表に書きだして把握し、法規制及び地域の指導に従い適切に保管及び処理している。廃油、廃プラスチック・廃タイヤ等の野焼きはしていない。 <u>回収・処理を実施した場合、その記録(産業廃棄物管理票(マニフェスト)、廃棄物処理の委任状等)がある。</u>	野焼きについては原則禁止である。(農業を営む上でやむを得ない圃場由来の植物残渣や雑草は除く) 量が多い場合には、事前に消防署に連絡する。	/			
13.3 廃棄物の減量・分別・リサイクル	重要	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ① <u>廃棄物の減量</u> ② 決められた場所に分別して保管 ③ リサイクルの努力をしている	肥料袋を茶工場の汲取りの回収袋に使用する等がある。但し、食品安全の面から、肥料袋に肥料が残存した状態であると問題があるため、リスクが高い場合には使用しない。	/			
14. 力量、教育・訓練及び認識							
14.1 責任者の条件、資格							
14.1.1	必須	農薬使用責任者(5.1参照)は、農薬使用に関して、農薬管理指導士、普及指導員、毒物劇物取扱者、薬剤師、都道府県がこれらと同等と認める資格を有している者か、または、これらの有資格者や病害虫防除所、普及指導所、JA技術員の助言や講習を受けている者。	農薬使用に対する知識を持っていることが必要。自身が資格を保有していない場合、情報提供者、いつどのような助言や講習を受けたのかを明確にしておく。 ※優良:有資格者である。	/			

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
14.1.2	重要	施肥責任者(6.1参照)は普及指導員の資格を持っている者か、JA、行政機関、肥料に関するメーカーなどが開催する講習を受けたことが分かる記録がある者。もしくは、JAや行政の助言を受けている。	施肥に対する知識を持っていることが必要。自身が資格を保有していない場合、情報提供者、いつどのような助言や講習を受けたのかを明確にしておく。 ※優良:有資格者である。	/			
JF15.1.6 労働安全衛生に関する公的資格・講習	必須	法規制で要求されている場合には、労働安全衛生に関する作業の公的資格の保有、または講習を修了した者がいることを証明できる。 例えば、下記のような免許・講習がある。 フォークリフト運転技能講習、玉掛技能講習等。					
14.2 作業者の教育訓練							
14.2.1	必須	①農作業をする作業者に対して、食品安全、環境への配慮、労働安全の観点から、茶工場や自分の農場で決めたルールに基づき、過去発生した事故やヒヤリハットを引用して十分な教育訓練を行っている。工場主催の研修や、農場内部での説明会の実施については記録が取られている。 ②農場の責任者は、作業者が決めたルールに基づき作業を実施しているか確認している。	茶工場共通ルールの説明会への参加と、自分の農場内でのルールを作業者に説明する場合がある。農場内では家族間で実施するケースが多いので、馴れ合いや妥協が生じやすいが、指導する側と指導される側がそれぞれ意識を持って行う必要がある。	/			
14.2.2	重要	危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている。 ① 安全のための十分な訓練を受けたことが記録で分かる。(特に新規機械及び新規作業者) ② 酒気帯び者、薬剤服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者、ではない。 ③ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 ④ 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。 ⑤ 機械類の誤操作が考えられる場合には、カバーを付けたり、操作法を表示したりする。	以下の管理点が危険な場所・作業であり配慮が必要 ※圃場については、2.7の危険箇所への対応 ※倉庫については12.倉庫の管理の12.3労働安全リスク対策 ※作業については、 5.4.7/5.4.8/5.8.4/5.8.5/5.10/5.11.2/5.12/6.10.1/8.2.1/8.2.2/8.2.3/8.2.4/8.2.5/8.2.6/9.2.1/9.2.2/10.2.1/10.2.2 ※農薬散布液の調製・散布、刃物機械操作、乗用型管理機操作等、危険な作業を実施する場合には、一人前になるまでの立会い指導が必要である。操作したことのない機械についてはメーカー等より十分な説明を受け、使用前に試運転を必ず実施してみる。メーカーからの説明記録は製品説明確認書にサインをした複写でもよい。	/			
14.3 ルールの周知・喚起	努力	必要に応じて、確実な作業を実施させるための、注意書きを表示している。	忘れがちなルール等については、目立つところに、簡単に注意書きをしておくといよい。				
14.4 外部研修への参加	重要	JA、行政、資材メーカー等(団体の場合には茶工場含む)が開催する研修に参加し、農薬や肥料の最新情報を含む食品安全、環境保全、労働安全、販売管理について情報を得ている。		/			

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
JF15.2.3 応急処置ができる人	重要	農場内に少なくとも一人、応急処置訓練を受けた作業者がいる。	出来れば消防署主催の普通救命講習(3時間程度)を受けていただくのが望ましい。団体の場合は、茶工場で合同で実施した訓練に参加でもよい。	/			
15. クレーム及び異常への対応							
15.1 クレーム対応	必須	出荷先の茶工場等の外部から、注意を受けた場合には、迅速・誠実に対応し、再発防止対策をとっている。また、そのことを記録している。	出荷した生葉の品質に対してだけでなく、様々な外部からの注意事項に対して、自分に非があれば素直に認めて改善することが大事。団体主導の場合は、団体で用意された記録用紙に記録して複写を保管する形になる。				
15.2 異常対応	必須	農場内での異常(自然災害・病害虫の異常発生・事故等)が発生した場合には、迅速に対応し、可能な場合には、再発防止対策をとっている。また、そのことを記録している。	内部からの改善を図る。原因が分かるものについては再発防止対策を取る。記録は、作業日報でも構わない。				
16. 緊急事態への対応							
16.1 緊急時の手順及び連絡先	重要	事故や緊急時の手順や連絡先(病院・警察・消防署・JAの担当者・農場経営者等)が定められており、作業者全員に周知されている。	事故には、農薬中毒・機械操作ミスでの外傷・熱中症・蛇や蜂の被害等がある。これらに対するの応急処置手順を周知しておく必要がある。また、連絡先もできれば携帯電話の中に登録しておくか、救急箱や車に連絡表を入れておく。	/			
16.2 救急箱の用意	重要	労働事故発生時に清潔な水および救急箱がすぐに使えるようになっている。	救急箱には、消毒液・ガーゼ・包帯・絆創膏・清潔な水・虫さされ用薬剤等を入れておく。	/			
17. 労務管理							
17.1 福祉責任者	必須	従業員の福祉に関する責任者が特定されている。	家族作業員以外を雇用(アルバイト等)している場合に必要。経営主は、雇用者に対して、衛生的で快適に仕事ができる環境を整備する必要がある。				
17.2 最低賃金・労災保険	必須	①従業員の最低賃金は法律に適合している。 ②従業員の労災保険の加入は法律に適合している。	①静岡県の最低賃金を遵守する。地域で賃金協定がある場合にはそれに従う。 ②労災保険は常時雇用5人以上の場合に必要。				
JF15.3.2 労災保険への加入(その2)	努力	①常時雇用の従業員が5名未満の個人事業であっても、労災保険に加入している。 ②従業員以外の農場主や家族従事者が、労災保険に特別加入している。		/			
JF15.3.3 任意保険への加入	努力	必要に応じて障害共済等の任意保険に加入している。					

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
17.3 暑さ対策・休憩	重要	作業者には、圃場での暑さ対策や、適度な休憩時間が設けられている。	熱中症への対策が必要。				
18. 外部委託管理							
18.1 委託先の選定	必須	栽培(定植、防除、施肥、整枝、中切り等)・摘採・生葉運搬等の主要工程を外部委託する場合には、T-GAPの該当する事項(食の安全は必須)を理解し、遵守することに合意した委託先に委託している。	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託と雇用は異なる。 外部委託先も当然T-GAPに則った管理が必要。 委託先にT-GAPの関係する点(食の安全は必須)を説明して合意できたら署名をもらう。 委託した作業の状況から適切に実施しているか監視し、不適切であれば指導して記録する。 				
18.2 委託先への指導	必須	委託先が、T-GAPに関して違反していることが明らかな場合、警告し改善を促したことが記録で分かる。	※優良:委託先がJGAP・グローバルGAP・しずおか農水産物認証制度・ISO22000・ISO9001等の認証を保有している。またはT-GAP評価1級・2級の委託先である。				
19. 個別リスク検討と対応							
19.1 個別リスク検討と対応	必須	<p>①自分の農場で、T-GAPの管理点にある生産工程・場所において、食品安全、労働安全、環境への配慮の視点から考えられる危害要因が不足していないか検討し、不足している場合にはその危害要因を特定した上で対策が取られている。検討結果と対策は記録している。</p> <p>②自分の農場で、T-GAPの管理点に記載の無い生産工程・場所がある場合、食品安全、労働安全、環境への配慮の視点から考えられる危害要因を検討して特定しその対策が取られている。検討結果と対策は記録している。</p>	<p>T-GAPには、茶業生産の中で考えられるリスクをほぼ洗い出しているが、生産者特有のリスクを検討して対策をとる。</p> <p>①事例:倉庫 → 蜂が巣をかけやすい(労働安全リスク)</p> <p>②事例:草刈り機での草刈り → 石のはねによる怪我(労働安全リスク)、モノレールや索道による運搬等</p>				
20. リスクの再検討と対応							
20.1 リスクの再検討と対応	必須	食の安全、労働安全、環境への配慮等について、年に1回以上リスクを検討して、対策やルールの見直しを実施している。見直しの結果は記録している。	<p>新たな機械の導入や、新たな作業方法への変更、周辺環境の変化等により新たなリスクが生じる場合がある。このT-GAPでリスク対応を要求している項目や「19. 1の個別リスク」で洗い出した項目について再検討してみる。</p> <p>※初回申請時は、該当外。次年度以降の定期的な見直しの時期を決めておくと良い。</p>				

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
21. 事業計画							
21.1 事業計画	努力	販売、栽培(更新・改植・基盤整備含む)、機械設備への投資、人材育成等に対して、年間及び中長期の計画を持っている。	作れば売れる時代ではない。どこに何をどれ位売りたいのか？そのためにどのように圃場・機械・人材に投資して行くのかを明確にする。団体の場合には、団体の計画と連動する必要がある。計画は書面の提出までは求めている。				
JF1.1.1 主体的なT-GAPへの取組み	必須	農場の責任者は、T-GAP導入の理由や目的を説明できる。	例えば ・様々な経営リスクを低減・排除できる。(農業事故、異物混入、労働災害等) ・買手側に信頼感を与え優位取引が期待できる。 ・倉庫が片付く、書類が片付く				
JF1.2.1 責任と権限	必須	下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある。 ① 農場の責任者 ② 施肥の責任者 ③ 農薬使用の責任者 ④ 農薬保管の責任者 ⑤ 労働安全の責任者					
JF1.2.8 知的財産の保護	努力	① 新たに開発した技術は特許・実用新案を申請している。 ② 新たに育成した品種は、品種登録をしている。 ③ 新たにブランド化した商品名は商標登録している。					
JF1.2.9 災害等への備え	努力	利用可能な場合には、農業災害補償制度を利用している。	茶共済のこと				
JF13.1 エネルギー使用量の把握	努力	電気、ガス、重油等のエネルギー使用量を把握し、エネルギーの節約に役立っている。	エネルギーの購入伝票や購入一覧から把握できます。				
J13.2 省エネルギーの努力	重要	機械や施設を使用する際に、省エネルギーの工夫をしている。 化石燃料の使用を最小限にとどめる工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 作業工程を見直し、作業効率を上げる。エネルギー効率の高い機械・施設を選択する。機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。不要な照明は消灯する。					
22. 記録管理							
22.1 作業の記録	必須	各圃場、施設では、実施した作業を記録している。記録には、年月日が明記されている。	農薬使用と施肥については記録が残るが、それ以外の作業も作業日誌や日記に記録する。毎日つけるクセをつける。				
22.2 トレーサビリティ	必須	茶工場へ出荷した生葉が、いつ、どの圃場で摘採されたか分かる記録がある。	通常は、茶工場でもらう「生葉受取伝票」に受取日時と圃場No.が記録されているので、「生葉受取伝票」を保管しておく。				

2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】

管理点	レベル (元T)	適合基準 *斜体字はTのみでありJGAP審査対象外	解説	該当外	団体管理	適合性 (○×)	コメント
22.3 記録の保管	必須	T-GAPで要求する記録を過去3年以上保管している。T-GAPの運用期間が3年未満の場合には、運用開始から現在までの期間中保管している。但し、初回審査の場合は、T-GAPの運用開始から3か月分以上保管している。	茶商等から3年前の記録を要求されるケースもある。保管ファイルに閉じて、所定の場所に保管する。 ※初回審査に限り、記録様式が制定されていれば、一部未実施でも可とする。				
23.農場のルール違反の改善と自己審査							
JF1.4.1 農場のルール違反の改善	必須	① T-GAPに関する農場の手順(ルール)に対し、違反する事例が発生した場合の管理手順を文書化している。管理手順は、違反の内容、原因、是正内容の記録を含む。 ② 農場のルール違反が発生した場合、①の管理手順に基づき対処している。					
23.1 自己審査の実施	必須	T-GAPの自己審査を年1回以上実施したことが、記録で分かる。	この基準を使用して、自分自身でチェックしてみる。団体の場合は、研修を兼ねて生産者が集まっているところで一斉に実施してもよい。				
JF1.4.3 信頼できる自己審査	重要	自己審査は、T-GAPを十分に理解している者が行っている。 例えば下記の方法がある。 すでに認証を取得している農場の責任者が行う。JGAP指導員と共同で行う。JGAP指導員による十分な指導のもとで農場の責任者が行う。					
23.2 改善	必須	自己審査の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録で分かる。	自分のできていない点を把握して改善する。				

3. 著作権と文書の入手について

- ・ T-GAPチェックシート【茶栽培編】
- ・ T-GAP チェックシート【荒茶工場編】

上記の文書の著作権は、(公社)静岡県茶業会議所が所有しますが、茶業界に携わる全ての関係者が利用することができます。但し、これらの文書より二次的著作物の作成を検討する場合は、(公社)静岡県茶業会議所に許諾を得る必要があります。

また、これらの文書は、茶業振興費で作成されているため、(公社)静岡県茶業会議所の会員及びその構成員には(公社)静岡県茶業会議所が窓口となって配布いたします。会員及びその構成員以外の方の入手は、(公社)静岡県茶業会議所にお問い合わせ下さい。

4. 免責事項

(公社)静岡県茶業会議所は、T-GAPに取り組んでいる生産者が販売する荒茶について、法的な責任を負いません。

5. 言葉の定義及び解説

1) **GAP**: Good Agricultural Practice の頭文字で、直訳すると「良い農業のやり方」で、日本では「適正農業規範」や「農業生産工程管理」などとも訳されている。農産物生産の各段階で生産者が達成すべき管理基準とその実践のことで、農産物の安全、環境への配慮、生産者の安全と福祉、信頼できる販売管理などの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめられたもの。

2) **JGAP**: Japan Good Agricultural Practice の頭文字で、日本の生産者、小売業者、卸業者、食品製造業者、営農指導関係者、研究者などにより開発されたGAPのスキーム。日本の法律ならびに生産環境、社会環境などを考慮している。

3) **JGAP同等性認証**: JGAPの基準文書と他のGAPの基準文書が同等であることをNPO法人日本GAP協会が認証することをいう。T-GAP(第3版)はJGAP同等性認証を取得している。JGAPの要求から不足している部分をT-GAPに追加して整備しており、この基準書を使用してJGAP認証が取得できる。但し、審査・認証は、JGAPの審査・認証機関が実施する。

4) **グローバルGAP**: 元々、欧州小売業組合 (EUREP)が、農産物の調達基準として作成した民間のGAP。農産物だけでなく、畜産物、水産物の基準も整備されている。欧州へ青果物を輸出する際には、グローバルGAPの認証が必要とされてきている。

- 5) **しずおか農水産物認証制度**:農水産物に対する県民の安心と信頼を確保することを目的に、平成18年度から静岡県がスタートした、認証制度。認証取得者は、専用ホームページ「ふじのくにしずおか食の情報館」に登録して、生産や安全管理に関する情報を発信するとともに認証マークの使用が認められる。
- 6) **必須項目**:法令遵守などの面から、最も重要で、農産物の安全、作業者の安全などに欠かすことのできない管理点。
- 7) **重要項目**:必須項目ほどではないが、適合することが強く求められる管理点。
- 8) **努力項目**:理想的な茶栽培管理のために積極的に取り組むことが望まれる管理点。
- 9) **自己審査**:「T-GAP チェックシート」に基づいて、自らの活動の適合性を確認することが年に1回以上求められている。自己審査の結果、不適合項目があれば改善しなければならない。
- 10) **第三者認証**:利害関係のない審査・認証機関の訓練された審査員が審査し、審査基準への適合性を証明すること。
- 11) **茶**:ツバキ科カメリア属(*Camellia sinensis*(L)O. Kuntze)の植物。
- 12) **農薬**:農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という)を害する菌、線虫、ダニ、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。(農薬取締法の定義)
- 13) **IPM(Integrated Pest Management)**:「総合的病害虫・雑草管理」と訳される。総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じることを指す。防除技術には化学的防除、物理的防除、耕種の防除、生物的防除がある。一般的には、化学的防除を減らし、その他の防除技術を活用することを指すことが多い。

14) **使用時期(摘採前日数)**: 農薬取締法に定められた、それぞれの農薬の使用可能時期。

15) **ドリフト**: 散布された農薬が、対象物以外に飛散すること。

16) **肥料**: 「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤に化学的变化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物」(肥料取締法の定義)

肥料を生産、輸入、販売する際には、その種類に応じて、農林水産大臣又は都道府県知事に登録や届出をしなければならない。

17) **特殊肥料**: 米ぬかや魚かすなどのような農家の経験と五感によって識別できる肥料や、堆肥のように肥料の価値や施用量が含有する主成分の量のみ依存しない肥料で、「肥料取締法」により農林水産大臣が指定した肥料をいう。同法では、特殊肥料以外の肥料を「普通肥料」という。

18) **食品**: 食品衛生法 第4条に定める「薬事法で定める医薬品及び医薬部外品を除くすべての飲食物」を指す。飲食物としての最終製品でなくとも、最終製品の原料段階のものも食品と定める。従って、摘採された生葉から荒茶までを食品と定義する。

19) **食品等事業者**: 食品衛生法 第3条に定める「食品を採取し、運搬し、製造し、加工し、貯蔵し、販売する者」を指す。したがって、生葉農家及び茶工場経営者は、いずれも食品等事業者に相当する。

食品等事業者は、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

20) **リスク**: 農産物の安全、環境への配慮、生産者の安全と福祉、それぞれについて様々な危害が考えられるが、その危害の大きさと発生頻度の両方を考慮したもの。例えば、農産物の安全の面から考えれば、食品中に危害要因が存在する結果として、健康への悪影響が起こる可能性とその程度のこと。危害要因は、生物的要因(病原微生物など)、化学的要因(重金属、残留農薬など)、物理的要因(金属片、ガラス破片、毛髪などの異物混入)に分類される。

21) **異物**: 目的の食品以外のものを指す。

22) **作業**: 圃場や荒茶工場で農業生産に関わる全ての者。

23) 従業員：農場経営者に雇用された作業員。

24) 団体：自園自製でない共同工場、茶農協、買葉製造業等の方を指す。管理点と適合基準を団体としてクリアすると、生葉農家の負担が軽減され、更に管理が確実になるメリットがある。

6. T-GAP自己審査総括表 ※全ての管理点に対して実施

農家氏名:	農家番号: (団体の場合のみ)	所属荒茶工場名:	
自己審査の実施日: 年 月 日	担当JA:	JA担当評価員:	

※団体管理の場合は、農家氏名欄に“団体”と記入のこと

		必須項目	重要項目	努力項目	合計
①	全体数	98 個	59 個	17 個	174 個
②	該当外の数				
③	団体管理の数				
④	適用される数 ①-②-③				
⑤	適合だった数				
⑥	適合率 (⑤/④)×100				

※団体自体への点検の場合は、④が③と同じとなる

自己審査の判定結果

級

※判定基準

	必須	重要	努力
1級	100%	95%	—
2級	100%	50%	—
3級	100%	—	—

コメント

7. JGAP自己審査総括表 ※T-GAPのみの管理点は除く

農家氏名:	農家番号: (団体の場合のみ)	所属荒茶工場名:	
自己審査の実施日:	年 月 日	担当JA:	JA担当評価員:

※団体管理の場合は、農家氏名欄に“団体”と記入のこと

		必須項目	重要項目	努力項目	合計	
①	全体数	90 個	52 個	15 個	157	個
②	該当外の数					個
③	団体管理の数					個
④	適用される数 ①-②-③					個
⑤	適合だった数					個
⑥	適合率 (⑤/④)×100					%

※団体管理の場合は、④が③と同じとなる

※JGAP審査・認証の条件は、必須100%、重要95%です。

注) JAIによるT-GAP評価のみではJGAP認証は取得できません。JGAPの審査・認証機関の審査を受ける必要があります。

編集・発行 T-GAP推進協議会

公益社団法人静岡県茶業会議所・JA静岡経済連・静岡県

事務局：〒420-0005 静岡市葵区北番町81番地(公益社団法人静岡県茶業会議所 内)

TEL:054-271-5271 FAX:054-252-0331

※この文書は、茶業振興費で作成しております。

2013.12.25